

第6条の2（取消権を行使した消費者の返還義務）

（取消権を行使した消費者の返還義務）

第6条の2 民法第121条の2第1項の規定にかかわらず、消費者契約に基づく債務の履行として給付を受けた消費者は、第4条第1項から第4項までの規定により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消した場合において、給付を受けた当時その意思表示を取り消すことができるものであることを知らなかったときは、当該消費者契約によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

1 趣旨

消費者が本法の規定によって意思表示を取り消した場合には、その意思表示は初めから無効であったものとみなされる（第11条第1項・民法第121条）。そのため、取消権を行使した消費者が、当該消費者契約に基づいて事業者から既に給付を受けていた場合には、これを返還する義務を負うことになる。当該返還義務の範囲について、本法の制定当時には、民法第703条（不当利得の返還義務）が適用されると考えられており、本法に特段の規定は設けられていなかった。この考え方によれば、消費者が、意思表示を取り消すことができることを知らずに、事業者から給付を受けていた場合には、これを「その利益の存する限度において」返還すれば足りる（いわゆる現存利益を返還すれば足りる）こととなる。

これに対し、改正民法の下では、無効な法律行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、その者が行為の時に制限行為能力者であった場合などの一定の例外を除いて、原則として原状回復義務を負うこととなると解される（民法第121条の2）。この場合、本法の規定により意思表示を取り消した消費者の返還義務の範囲は、現存利益の返還よりも広くなると考えられる。

● 返還義務の範囲

〔設例6-1〕

サプリメント5箱を1箱1万円（合計5万円）で購入し、代金も支払ったが、2箱（2万円分）を費消した後になって、勧誘の際に、当該サプリメントに含まれる成分（アレルギー成分）について不実告知があったことが判明したので、意思表示を取り消した（当該サプリメントの費消により、他の出費が節約されたという事情はなく、当該サプリメントには、客観的に1箱1万円の価値があるものとする。）。

〔考え方〕

本法制定当時の考え方によれば、民法第703条により、消費者は現存利益を返

還すれば足り、消費者が事業者から物品を購入した場合には原則として手元にある原物を返還すれば良いと考えられる（注）。これを前提とすると、設例では、手元に残っているサプリメント3箱を返還すればよいことになる。

これに対し、改正民法第121条の2の下では、消費者は原状回復義務を負い、原物を返還することができる場合には原物を返還する義務を負う、原物を返還することができない場合にはその客観的価値を金銭に換算して返還することになるものと解される。これを前提とすると、設例では、手元に残っているサプリメント3箱に加え、費消したサプリメント2箱分の客観的価値（2万円）を返還する義務を負うこととなる。この場合、事業者の有するサプリメント2箱の客観的価値（2万円）の返還請求権が、消費者の有する代金（5万円）の返還請求権と相殺され、消費者はサプリメント2箱分の代金（2万円）の返還を受けられないことになる。

（注）原物が手元にない場合、その客観的価値を金銭に換算して返還する必要はない。ただし、当該原物を転売したことや、当該原物の給付を受けたことにより他の出費を免れたこと等により消費者に利得が残っている場合には、その利得（転売価格相当額や免れた出費の額等）を返還することとなると考えられる。また、原物を返還することができる場合であってもそうでない場合でも、当該原物を使用したことにより利益を得ている場合は、その使用利益相当分の金銭（例えば、自動車を使用した場合の利益については、レンタカー代等を参考にして金銭に換算することになる。）も返還することとなると考えられる。

	現存利益	原状回復
事業者の返還義務	代金（5万円）	代金（5万円）
消費者の返還義務	サプリ3箱（原物）	サプリ3箱（原物） ＋ サプリ2箱の価値（2万円）

（参考）民法

（原状回復の義務）

第121条の2 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を原状に復させる義務を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な無償行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が無効であること（給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあっては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること）を知らなかったときは、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。

3 第1項の規定にかかわらず、行為の時に意思能力を有しなかった者は、その行為によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う。行為の時に制限行為能力者であった者についても、同様とする。

しかしながら、これでは、消費者からみれば、事業者の不実告知を理由として意思表示を取り消したにもかかわらず、費消したサプリメント2箱の対価（2万円）

を支払ったのと変わらない結果となる。そうすると、事業者としては、物品を費消させるなど原物返還が不可能な状況にさせさえすれば、不当勧誘行為によってした意思表示を取り消されても、代金を受領することができることになり、「給付の押付け」や「やり得」を許容することにもなりかねない。本法は、情報・交渉力の格差を背景に、事業者の不当勧誘行為によって本来望まない給付を押し付けられやすい消費者に取消権を認めるものであるが、取消権を行使した後の契約の清算の場面において「給付の押付け」や「やり得」が生じ得るとすれば、取消権を認めた趣旨が没却されるおそれがある。

そこで、従前どおり、消費者の返還義務の範囲を現存利益に限定するため、平成28年改正において、本条が設けられた。

2 条文の解釈

① 「民法第121条の2第1項の規定にかかわらず」

第4条第1項から第4項までの規定により取消権を行使した消費者の返還義務の範囲については、民法第121条の2第1項ではなく、本条が適用されることを定めたものである。

② 「給付を受けた当時その意思表示が取り消すことができるものであることを知らなかったとき」

消費者が、事業者から給付を受けた時点で、自らのした意思表示が取り消すことができるものであることについて知らなかった(善意であった)ことが要件となる。

これは、民法第703条においても要件となると解されている。なお、同条に関して、給付受領時に善意であった消費者が後に悪意となり、その後に給付を受けた利益が消滅したとしても、返還義務の範囲を減少させる理由とはならないと解すべきとする最高裁判決がある(最判平成3年11月19日民集45巻8号1209頁)。

③ 「当該消費者契約によって現に利益を受けている限度において、返還の義務を負う」

第4条第1項から第4項までの規定により取消権を行使した消費者の返還義務の範囲が、いわゆる現存利益の返還に限定されることを定めるものである。現存利益に何が含まれるかについては、民法の解釈に委ねられるものと考えられる。